

地方側提案要綱と骨子案の協議対象範囲の対照

H 2 1. 1 2. 1 8 地方側提案の国・地方会議（仮称）法案要綱 第二. 一	骨子案 3. 協議対象範囲
1 地方自治の根幹に関する次の事項 イ 地方公共団体の組織、運営その他の地方制度の基本的事項の改変に関するもの ロ 地方公務員法に定める地方公共団体の人事機関及び地方公務員の任用、勤務条件等に関する基本的な規定の改変に関するもの	(2) (2)
2 国と地方の役割分担の抜本的な見直しと地方公共団体への権限移譲・新たな義務付け等に関する次の事項 イ 法律・政令等により地方公共団体に重要な影響を与える国の関与に関するもの ロ 地方公共団体に対して新たに権限を付与するもの又は新たに責務、事務若しくは負担を義務づけるもののうち、地方公共団体に重要な影響を与えるもの ハ 国が現に有する権限や執行している事務及び事業の地方公共団体への移譲に当たって地方公共団体に重要な影響を与えるもの ニ 国の地方支分部局の廃止及び縮小で地方公共団体の行政に重要な影響を与えるもの ホ イからニの具体化に伴い必要となる、地方公共団体への人員移管の仕組みや財源措置等に関するもの	(1) (1) (1) (1) (3) 上記及び (2)
3 地方税財政のあり方に関する次の事項 イ 地方税法に定める地方団体の課税権、税目、課税客体、課税標準、税率その他地方税及びこれに関連する基本的な規定の改変に関するもの ロ 地方交付税、国庫支出金など、地方公共団体の財源を保障・調整する仕組みの見直しに関するもの ハ 地方財政法第十三条の規定に基づき国が講じなければならない地方公共団体への必要な財源措置に関するもの ニ 地方財政法第十七条の二の規定に基づき地方公共団体が負担する負担金のあり方に関するもの ホ 地方財政計画（地方交付税法第七条に規定する「翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類」をいう。）の基本的な内容に関するもの	(2) (2) (2) (2) (2)
4 経済財政政策、社会保障・教育に関する制度及び社会資本の整備・地域の振興に関する施策等のうち、地方行財政に重要な影響を与えるもの	(3)
5 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体の組織及び運営の根幹に関するものとして、国と地方の協議を経て政令で規定するもの	(2) (3)

- (1)** 国と地方公共団体との役割分担に関する事項
(2) 地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項
(3) 経済財政政策、社会保障制度に関する政策、教育に関する政策、社会資本の整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち地方自治に影響を及ぼすもの